

令和 6 年 6 月 1 8 日

こども未来部保育支援課

保育施設検査の状況について

1 保育施設の検査について

区では、子ども・子育て支援法に基づき、「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに特定子ども・子育て支援施設等に係る検査実施要綱」を定め、各保育施設の運営が、関係法令等に照らし、適正に実施されているかを確認している。

2 令和 5 年度一般検査

(1) 実施期間 令和 5 年 6 月から令和 6 年 3 月まで

(2) 検査実施施設数

	認可 保育園	小規模 保育 事業	認証 保育所	その他 認可外	無償化 対象 認可外	合 計
一般検査（Ⅰ型）	72	2	6			80
一般検査（Ⅱ型）	108	16	15	3	24	166
合 計	180	18	21	3	24	246

※昨年度と比較し、対象施設が 3 減となった。

※検査項目で専門性の高い会計経理及び労務関係に関する項目について一部業務委託を実施した。

(参考)

- ・Ⅰ型検査は、運営管理・保育内容・会計経理の分野を検査対象として、概ね 3 年に 1 度の頻度で実施。
- ・Ⅱ型検査は、運営管理・保育内容の分野を検査対象として、Ⅰ型検査の対象でない年度に実施。

(3) 検査実施による指摘事項

① 文書指摘事項

福祉関係法令及び通達等に違反する場合（軽微な違反は除く）は、原則として「文書指摘」とする。

文書指摘の具体事項例	件数	
	令和4年度	令和5年度
防災対策の状況	18	21
職員の適正配置	20	18
施設の構造・設備	2	7
会計経理の状況	8	7
保育の状況	7	6
労務管理	4	1
職員の健康管理	3	1
その他	14	6
合 計	76	67

② 口頭指導事項

福祉関係以外の法令又はその他の通達等が遵守されていない場合又は軽微な違反の場合は、原則として「口頭指導」とする。

口頭指導の具体事項例	件数	
	令和4年度	令和5年度
防災対策の状況	64	120
労務管理	23	74
会計経理の状況	15	30
施設運営全般	18	22
職員の適正配置	20	13
職員の健康管理	20	7
施設の設備・構造	6	0
その他	4	11
合 計	170	277

(4) 指摘・指導事項の傾向

令和5年度は、令和4年度と比較して、文書指摘の件数は減少しているものの、福祉関係以外の法令等が順守されていない場合に行う口頭指導の件数が増加している。

令和5年度は労務管理に関する項目を検査の重点項目と設定し、検査の一部を社会保険労務士に委託した。社会保険労務士の専門的な知見を活用し、よりきめ細やかな検査を実施した結果、口頭指導に至った件数が増えている。

また、業務継続計画策定が努力義務化、及び安全計画策定が義務化されたため、施設の安全対策を重点項目と設定し、重点的に確認を行った結果、口頭指導の件数が増加した。

(5) 検査後の取り扱い

検査結果を施設長あてに文書で通知し、文書指摘事項については原則30日以内に改善状況報告書の提出を求めるとともに、必要に応じて事情聴取し改善を指導している。なお、現時点において改善を求めたすべての施設において、改善の状況を確認、又は改善の進捗についての報告を受けている。

3 令和6年度の実施方針

令和6年度は、区内248保育施設を対象に検査を実施する予定となっている。検査においては、前年度指導事項の改善状況を確認するほか、虐待や不適切保育の防止に向けた措置状況、及び安全対策実施の徹底を重点項目として取り組む。